

合併市に関する調査

記入月日：平成15年8月27日

基礎情報

| | |
|--------------|--------------------------|
| 都道府県・市名 | 愛知県・田原市（たはらし） |
| 合併期日 | 平成15年8月20日 |
| 合併形式 | 編入合併 |
| 住所(旧市町村名も記載) | 愛知県田原市田原町南番場30 - 1（旧田原町） |
| 人口（合併直近の国調） | 43,132人 |
| 面積 | 106.40 k m ² |
| 議員定数 | 26名 |
| 関係市町村名 | 田原町、赤羽根町 |

関係市町村合併直前の状況

| | 市町村名 | 人口（人） | 面積（km ² ） | 議員数（人） | 高齢化比率（%） |
|-------|------|--------|----------------------|--------|----------|
| 関係市町村 | 田原町 | 36,981 | 82.86 | 20 | 16.1 |
| | 赤羽根町 | 6,151 | 23.54 | 6 | 22.3 |
| | | | | | |
| 合計 | — | 43,132 | 106.4 | 26 | 17.0 |

関係市町村の財政状況

* 数値は合併直近の決算数値を使用。ただし、平成14年4月1日以降合併の場合、合併直近の予算を記入。

平成15年度年 一般会計当初予算（財政力指数は平成14年度単年度）

| | 市町村名 | 歳入合計（千円） | 地方税（千円） | | 指定団体等の指定状況 | 財政力指数 |
|-------|------|------------|------------|-----------|------------|-------|
| | | | 地方税 | 地方交付税 | | |
| 関係市町村 | 田原町 | 19,600,000 | 11,014,207 | 80,000 | | 1.594 |
| | 赤羽根町 | 3,336,400 | 500,116 | 1,154,000 | | 0.352 |
| | | | | | | |
| 合計 | - | 22,936,400 | 11,514,323 | 1,234,000 | - | - |

合併の概要

| | | |
|----------------|---|------------------|
| 合併協議会の期日 | 設置年月日：平成15年2月5日 | 解散年月日：平成15年8月19日 |
| 内容 | 協議会の名称：田原町赤羽根町合併協議会 協議会の事務所の位置：田原町 組織：会長1名、委員14名（会長：田原町長、副会長：赤羽根町長）協議会顧問3名 | |
| 住民発議について | ㊟・無 | |
| 市町村建設計画 | 計画の期間：平成15年度及びこれに続く10年度間（平成15年度～平成25年度） | |
| 基本計画の主要項目 | 新市の将来都市像：「うるおいと活力のある田園共生都市（ガーデンシティ） ～地域の個性と連携を目指して～ 新市の主要施策：「地域の個性を活かした基盤整備の推進」を始め7項目のプロジェクトで推進 | |
| 旧市町村庁舎の利活用 | 田原市役所赤羽根支所として旧赤羽根町役場庁舎を活用 | |
| 電算システムの統合 | 1.新規システムの構築 2.既存システムの活用 3.相互システムの活用 4.その他 から選択 | 回答 2,3 |
| 議会の議員の定数に関する特例 | 有・㊟ | 有の場合： 名 |
| 議会の議員の在任に関する特例 | ㊟・無 | 有の場合： 3年6ヶ月 |
| 議会の議員の報酬額 | 月額：27万円（ただし、平成16年4月から32万円となります。） | |
| 地域審議会の設置について | ㊟・無 | |
| 内容 | 名称：田原市赤羽根地域審議会 設置区域：合併前の赤羽根町の区域にのみ設置 設置期間：合併の日から平成21年3月31日まで（5年7ヶ月） 委員数：10名以内（旧赤羽根町内に居住する者、市長が任命 委員の任期：2年 | |
| 地方税に関する特例 | ㊟・無 | |
| 内容 | 都市計画税及び国民健康保険税について、合併特例法第10条の地方税に関する特例規定を適用。 都市計画税：合併年度及びこれに続く2年度（平成15年度～17年度）について適用 国民健康保険税：合併年度（平成15年度）について適用し、翌年度調整し統一 | |
| 合併特例債発行限度額（億円） | 9.3億円 | |

その他

| | |
|---------|---|
| 協議された事項 | 主要項目について、簡単な内容を含め10項目ご記入ください。（例：庁舎の位置等） |
| | <p>新市の事務所の位置：現田原町役場の位置を新市の事務所の位置とした。 財産及び債務の取扱：すべて田原町に引き継ぐものとした。 農業委員の定数及び任期の取扱：田原町の農業委員会に統合、赤羽根町の選挙による農業委員は、互選した7名が田原町の農業委員として在任。 条例規則等の取扱：田原町の条例規則を適用する。 事務組織・機構の取扱：新市における事務組織・機構の整備方針に基づき整備。 赤羽根町役場は支所として存続、段階的に再編・見直しを行なう。 一部事務組合等の取扱：赤羽根町が加入している一部事務組合等は、合併の前日をもって脱退する。 使用料・手数料等の取扱：原則として田原町の制度に統一。 町名字名の取扱：町・字の名称及び区域は、基本的に現行のとおりとし、大字・字を削除した名称に変更。ただし、これにより難しい場合は、必要に応じ変更する。 行政区の取扱：田原町の制度を適用する。 地域審議会の取扱：合併前の赤羽根町の区域を対象とする「地域審議会」を設置する。 各種事務事業の取扱：住民サービスの低下を招かないよう留意しながらその一元化に向けて調整を図るものとする。</p> |
| | 残された課題について、箇条書きでご記入ください。 |

合併協議会において確認された内容に基づき、事務事業の細部調整を行ったものの内、新市に調整を先送りした項目の調整進行管理。（以下の課題に重複します。）
 審議会・協議会等各種付属機関の新市としての委員構成等の再編問題。
 「組織の簡素化・効率化」「定員の適正管理」「事務事業の見直し」等の市としての行政改革。
 学校給食の調理法式問題。
 統合できない各種団体や機関に対する補助金・交付金のあり方。
 地域審議会の運営方法。 等